

番号	意見	回答
1	<p>4/24産構審中間報告が発表されました。4つの報告骨子に加え、「外為法のわかりやすさを説明することは大事であり、関係国にも丁寧な説明責任を果たすべき」としております。これに大いに賛同いたします。CISTEC殿からも「法体系の複雑性の解消」(わかりやすさの追求)を常々貴省に対し要望してきた、と同日の解説記事にありました。然るに、本政省令改正意見公募の趣旨・目的・背景の中では、規制される貨物・技術が一般用語で何なのかすら判然としません。他の解説記事に頼り、これらがCMOS集積回路・走査型電子顕微鏡・量子計算機・GAAFET技術のことを指す、と表面上は理解したものの、果たしてその規制の目的・背景は何なのか理解が及びません。本意見募集は当該エレクトロニクス分野で該非判定に携わる限られた人たちだけに向けられたものではないと思料いたします。是非カバーページを読んだだけで趣旨がわかる工夫を検討いただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>今回の措置は、国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、軍事転用の防止を目的として、重要・新興技術に関連する特定の貨物及び技術を輸出管理の対象に追加することとしたものです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の政策の参考とさせていただくとともに、引き続き適切な輸出管理に努めてまいります。</p>
2	<p>17号や、マ、ケがあるが、たとえば、枚葉式のウェット洗浄装置について、XXXを有するという付加的機能や付加的技術などのコンディションをつけずに、すべて。としてしまうと、半導体の微細化による軍事転用されない汎用の洗浄作業まで規制をかけてしまい、我が国の健全な経済活動までも阻害しかねない。安全保障を脅かすか、否かを詳細な仕様に起こして、貨物等省令の内容をきめるべきかと思えます。</p>	<p>いただいた御意見に係る装置については、今般の改正により、安全保障上の観点から技術的な検討を行い、現行からの絞り込みを図っております。</p>
3	<p>今回の改正の施行や公布等の時期を教えてください。また、今回の改正について経済産業省HP上の 貨物・技術のマトリクス表 及び CISTEC発行のパラメータシート等の修正と公布対応についても指示も早めの対応をお願いします。</p>	<p>公布から施行まで2カ月の期間を置くこととしており、マトリクス表も公布に合わせて公表します。</p>
4	<p>「一部を改正する省令等に対する意見」募集とありますが、7項16のに関して「部分品もしくは附属品」の定義に関して米国規制と根本的に相違があり、非常に該非判定の判断に難儀しているため、コメントさせて頂いております。</p> <p>7項16に関しては、3B001に相当しておりますが、3B001では以下の通り”Parts”が規制対象となっております。</p> <p>3B001 Equipment for the manufacturing of semiconductor devices or materials, as follows (see List of Items Controlled) and “specially designed” “components” and “accessories” therefor.</p> <p>Parts自体の定義も明確にEAR上定義されております。</p> <p>Part. This is any single unassembled element of a “component” “accessory,” or attachment” which is not normally subject to disassembly without the destruction or the impairment of design use.</p> <p>尚”Parts”は3B991では規定されております。</p> <p>一方、日本は「部分品・附属品」に対して「他の用途に用いることができるものを除く」と解釈されており、7項16に関してはEAR上の定義で言う”Parts”も含まれていると認識しております。</p> <p>また Q&A集 (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda08.htmlのQ30) で「該当する半導体製造装置に使用するように設計した部分品の判定基準は、該当となる機能・特性に必要不可欠であるか否か」という様に示して頂いております。</p> <p>また、ワッセナーアレンジメントの条文も”Parts”は含まれておりません。</p> <p>3. B. TEST, INSPECTION AND PRODUCTION EQUIPMENT</p> <p>3. B. 1. Equipment for the manufacturing of semiconductor devices or materials, as follows and specially designed components and accessories therefor:</p> <p>長々と記載してしまいましたが、現状の日本の法令に照らし合わせて、多くの弊社” パーツ (専用設計部品でそのパーツが無いと機能されないが、パーツ自体は非常にシンプルなシングルマテリアル)” が該</p>	<p>今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	意見	回答
	<p>当と判定されておりますが、EARに照らし合わせると非該当となっております。このような日米の法令の判定結果差異から、度重なる問い合わせを日本国内にあるサプライヤーやお客様（洗浄の為パーツを輸出するなどの理由）から受けております。</p> <p>部分品に関して、日本の法令とEARやワッセナーとの差異に関しては公式な見解をQ&A等に載せて頂く事は可能でしょうか。ご検討何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	
5	<p>・該当箇所 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物または技術を定める省令の一部を改正する省令案 3外為令別表の七の項（三）八</p> <p>・意見内容 GAAFET技術に関する輸出規制に関し、現行の規制は、国家安全保障上の懸念がある特定の用途や最終用途を区別したり、対象としたりするものとはなっていない。その代わりに、ノートパソコンや携帯電話など、GAAFET技術を使用するすべての分野のIC開発・製造に制限をかけている。</p> <p>広範に規制をかけることは、技術開発やその利活用を妨げる恐れがあるため、よりきめ細かいアプローチが推奨される。高性能ICの設計と製造を規制する意図があるのであれば、政府は「消費者向けアプリケーション」の除外規定を設けて規制を緩和し、国家安全保障上の懸念が生じないことを考慮すべきである。</p> <p>製造技術の輸出を規制する意図であれば、「製造」を追加することで、規制を意図した目的に合わせることができると考える（例：GAAFETを使用した製造技術など）。</p>	<p>今般の貨物及び技術の輸出管理対象への追加は、国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえて行うこととしたものです。</p> <p>なお、貨物等省令第19条第3項第8号については、ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ（GAAFET）の構造を有する集積回路又は半導体素子の「設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）」が該当となります。</p>
6	<p>・該当箇所 「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達〔別表B〕</p> <p>・意見内容 昨年7月23日に施行された改正で追加された「貨物等省令第6条第17号ルからフまで又は第17号の2のいずれかに該当するもの」の貨物に対する包括許可取扱要領〔別表A〕では、仕向地「い地域①」及び「と地域②（と地域③を除く）」は特別一般包括許可適用となっておりますが、同貨物の設計又は製造に係る技術の提供は、仕向地「い地域①」及び「と地域②（と地域③を除く）」は特定包括許可対象となっております。技術の提供も貨物同様に特別一般包括許可適用に改正すべきと考えます。</p> <p>・理由 包括許可適用範囲が貨物と技術で異なるのは整合性が取れていない感じが致します。また、特別一般包括許可が適用できないことで、関係各社の負担になっていると推測します。</p>	<p>今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>・該当箇所 輸出令別表第1の13(2)及び(2の2)（衛星品目）</p> <p>・意見内容 ECCN 9A515（衛星）は、経産省HPに掲載されている「貨物のマトリクス表」（Excel版）の右欄“（参考）関係するECCN番号”に記載されておりません。</p> <p>一方、EAR原文では、輸出令別表第1の13(2)及び(2の2)で規制されているように読み取れます。</p> <p>現状の外為法でECCN 9A515は「規制される貨物ではない」と解釈していいのでしょうか？ご教示をお願い致します。</p> <p>もし、外為法でECCN 9A515が規制される貨物があるようでしたら、「貨物のマトリクス表」（Excel版）右欄に掲載いただくか、規制される貨物を追加する案のご検討をお願いします。</p>	<p>今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	意見	回答
	<p>・理由</p> <p>弊社では、米国から輸入した貨物（ECCN 9A515.x等）をクレームのために米国へ返送することがあります。</p> <p>EARの原文（輸出許可要求事項の注釈）にて、ECCN 9A004.bから.f <13の項(2)四号及び(2の2)四号の三>、9A010.c<13の項(2)十号>はECCN 9A515で規制される“と読み取れますが、それに合致する外為法条文がどれなのか、判断に困っているためです。</p>	
8	<p>*十七のレ（二） 化学的気相成長法によりコバルトを充填するように設計したもの、または、選択性のボトムアップ成膜を用いる化学的気相成長法によりタングステンを充填するように設計したもの。</p> <p>この場合、「専らコバルト成膜用に設計された装置であり、かつ、コバルト充填を行うためのプロセス条件（レシピ）の実行を可能とするような、専用制御機能（ハードウェア、ソフトウェアもしくはその両方）を持たせたもの」または「専らタングステン成膜向けに設計された装置であり、かつ、タングステンの選択性ボトムアップ成膜を用いての充填のためのプロセス条件（レシピ）の実行を可能とするような、専用制御機能（ハードウェア、ソフトウェアもしくはその両方）を持たせたもの」を意味する。という理解でよろしいでしょうか？</p> <p>パワーデバイスやMEMSなどの大デザインルール向けCVD装置には幅広い種類の材料ガスに対応しているものもございます。コバルトやタングステンにも対応可能なものもございます。そもそも段差のある面に成膜するために設計された装置群ですし、成膜後余分を削れば「充填」といえます。また、プロセス条件次第では、選択的にボトムアップ式に成膜することも不可能とは言い切れない状況でございます。</p> <p>本号につき、とくに“充填”についてももう少し詳細に定義いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>*十七の四 の除外規定に、「国際半導体製造装置材料協会が定めたS E M I 規格に準拠したウエハーの搬送・保管 容器（二〇〇ミリメートル以上のフロント・ オープニング・ユニファイド・ポッド（F O U P）を含む。）用にウエハー搬入部を設計したもの。」とありますがSEMI規格に準拠したウエハ搬送容器には、オープンタイプのもの（ウエハが外気に触れている状態）と、クローズドタイプのもの（SMIF、FOUPと呼ばれる、ウエハが密閉容器の中に格納されていて、かつ、専用のオープナーを使用しないと開けることができないタイプのもの。）がありますが、この除外規定にはオープンタイプ、クローズドタイプのいずれも含まれるという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>貨物等省令第6条第17号レ（二）につきましては、コバルトまたはタングステンを対象に設計されていない装置は対象とはならない一方、コバルトまたはタングステンのみを対象としているかは要件ではありません。</p> <p>また、「充填」については、欠けている空間を物質で埋めるという一般的な意味で用いております。</p> <p>貨物等省令第6条第17号の4につきましては、国際半導体製造装置材料協会が定めたS E M I 規格に準拠したウエハーの搬送・保管容器に該当すれば、除外規定の対象になります。</p>
9	<p>1) 貨物等省令 第6条第一号カ</p> <p>【意見内容】</p> <p>改正案では、貨物等省令第6条第一号カが追加され、その最後に「ロに該当するものを除く。」と規定されています。一方、ロには「ハからチまで若しくはルからカまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの・・・を除く」との規定がなされ、ロとカの双方から互いへの除外規定があり、ロとカの両方に該当する貨物は規制対象外となるかの書きぶりであるため、規制の趣旨から見ると矛盾しているように見えます。</p> <p>（参考）現行の貨物等省令第6条第一号ロの除外対象であるハ～チ、ル～ワには「ロに該当するものを除く。」という除外規定はありません。</p> <p>2) 貨物等省令 第6条第1号カ</p> <p>【意見内容】</p> <p>改正案の貨物等省令第6条第一号カで規制対象となった「相補型金属酸化膜半導体」という言葉は、「CMOS」の方が一般に馴染みがあります。運用通達改正案では「貨物等省令第6条第一号カに規定する相補型金属酸化膜半導体集積回路」の解釈として「極低温CMOS又はクライオCMOSともいう。」と記載されていますので、貨物等省令第6条第一号カにおける規制対象を「相補型金属酸化膜半導体(CMOS)」と記載いただくと分かりやすいと考えます。</p> <p>（参考）現行の運用通達の貨物等省令第9条の用語解釈には「相補型金属酸化膜半導体(CMOS)」の記載があります。</p>	<p>1) 貨物等省令第6条第1号ロの括弧書きに「カ」を追加した改正は、カスタム集積回路に係る除外規定であり、カスタム集積回路以外のものにおいて、同号カと重複する可能性があるため、このような規定としています。</p> <p>2) 解釈により明示していることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
10	<p>今回の改正箇所ではありませんが、包括許取扱要領において、3項(2)7に該当する弁についての意見です。</p> <p>半導体製造工程に用いられるベローズ弁の取り扱いに関して、3の項にて、下記の記載があります。</p> <p>輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、</p>	<p>今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	意見	回答
	<p>(1)貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するもの (2)上記を除くものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものの区分があります。</p> <p>第1条第38号の仕様には該当するが、該非判定を行う際には、『ベローズ弁（3の項の中欄に掲げるものを除く。）』の記載より、3項（2）7のみに該当と判定するようなベローズ弁については、該非判定書より、第1条第38号に該当するものかの判断がつかないケースがあります。</p> <p>第1条第38号に仕様として該当（該非判定は3(2)7のみ）し、半導体製造工程に用いるベローズ弁について、該非判定結果と包括許取扱要領の関連付けをご検討ください。また、WEBページのQ&A等にて解説を公開いただくことを希望いたします。</p>	
11	<p>貨物等省令第6条第十七号の四 「半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡であって、次のイからトまでの全てに該当するもの（国際半導体製造装置材料協会が定めたSEM...）」の新設に当たり、輸出令別表第一に第7項（17の3）「半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡」の新設を実施願います。</p> <p>理由：走査型電子顕微鏡は、半導体産業用に設計した装置であることを政令（品目）で限定し、半導体以外に多くの産業分野で利用されているものは規制品目でないことを明確にするため。</p> <p>第7項（16）「半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品」に含めると、”〇〇用”であり、”に設計した”ことが限定されないため</p>	<p>貨物等省令第6条第17号の4に規定する貨物は、輸出令別表第1の7の項（16）に含まれる貨物であることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
12	<p>輸出令第2項（41）4・貨物等省令第1条第49号に規定されている「直列インダクタンス」の解釈について、運用通達に「日本産業規格C5101若しくはIEC61071-1で規定された測定方法又はこれらに準じる測定方法により測定された値をいう。」と規定されています。</p> <p>しかしながら、「日本産業規格C5101」及び「IEC61071-1」のいずれも現在有効となっている規格ではありません。</p> <p>おそらく「IEC61071」が当該用語を定義する根拠かと存じますが、ご確認の上適切な規格名への修正等ご検討いただけますと幸いです。</p> <p>外為令第6項（4）に「金属の加工用の装置又は工具（型を含む。）の設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（1）から（3）までに掲げるものを除く。）」と記載されている一方、当該品目の仕様を定める貨物等省令第18条第4項では、「外為令別表の6の項（4）の経済産業省令で定める技術は、超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計に係る技術（プログラムを除く。）とする。」と記載されています。</p> <p>「使用に係る技術」が省令で規定されていない点と、「装置」が省令で規定されていない点で、政省令が整合していません。</p> <p>御確認の上、適切な記載へ修正等ご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>I. 貨物等省令</p> <p>1. 第5条第八号柱書、同号ロ、ロ（四）</p> <p>【意見】</p> <p>次のようにする。</p> <p>①第八号柱書き</p> <p>測定装置（略）、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに、該当するもの（略）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>測定装置（略）、位置のフィードバック装置又は測定装置の電子組立品であつて、次のいずれかに、該当するもの（略）</p> <p>②第八号ロ</p> <p>直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに、該当するもの（略）</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>御指摘を踏まえて改正します。</p>

番号	意見	回答
	<p>直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の電子組立品であって、次のいずれかに、該当するもの（略）</p> <p>③第八号ロ（四） （三）に該当する測定装置の組立品であって、当該装置にフィードバック機能を付加するよ うに設計したもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（三）に該当する測定装置の電子組立品であって、当該装置にフィードバック機能を付加 するように設計したもの</p> <p>【理由】 今回のパブコメの対象ではありませんが、当該省令のワッセナー・アレンジメント（以下WA）の原文はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>①2. B. 6. Dimensional inspection or measuring systems, equipment, position feedback units and "electronic assemblies", as follows: ②2. B. 6. b. Linear displacement measuring instruments or systems, linear position feedback units, and "electronic assemblies", as follows: ③2. B. 6. b. 4. "Electronic assemblies" specially designed to provide feedback capability in systems specified by 2.B.6.b.3. ; Electronic assemblies は、直訳に近い「電子組立品」とすべきと考えます。 （後述のⅡ. 1も参照ください。）</p>	
	<p>2. 第6条第二号ワ柱書き</p> <p>【意見】 次のようにする。 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>周波数シンセサイザーを用いた電子組立品のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>【理由】 今回のパブコメの対象ではありませんが、当該省令のWAの原文は以下のとおりです。</p> <p>3. A. 1. b. 11. 'Frequency synthesiser' "electronic assemblies" having a "frequency switching time" as specified by any of the following: Electronic assemblies は、直訳に近い「電子組立品」とすべきと考えます。 （後述のⅡ. 1も参照ください。）</p> <p>なお、第6条第二号ホ、ヲにも「組立品」という用語が出てきますが、WAではいずれもassembliesですが、実質はElectronic assembliesではないかと思われます。貴省のQ&Aで『第6条第二号ホ、ヲの「組立品」は「電子組立品」の解釈（後述）に同じである。』と明確化していただきたくお願いします。</p>	<p>御指摘を踏まえて改正します。</p>
	<p>3. 第6条第十号柱書き</p> <p>【意見】 次のようにする。 十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（以下 略）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置（以下 略）</p> <p>【理由】 今回のパブコメの対象ではありませんが、当該省令のWAの原文は以下のとおりです。</p>	<p>御指摘を踏まえて改正します。</p>

番号	意見	回答
	<p>3. A. 2. h. "Electronic assemblies", modules or equipment, specified to perform all of the following: Electronic assemblies は、直訳に近い「電子組立品」とすべきと考えます。 (後述のⅡ. 1も参照ください。)</p>	
	<p>4. 第6条第十七号の四 【意見】 新設される「半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡」に対応する政令は、7の項(16)に規定される「半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置」でよいか。その場合、政令上は「(これらの)部分品若しくは附属品」も概念上対象となりますが、省令において当該規定に係る規定はありませんので、空規定となる理解でよいか。 【理由】 新設される規定について、政令との関係を明らかにしていただきたい。</p>	<p>輸出令別表第1の7の項(16)は、部分品・附属品を規制する貨物等省令第6条第17号にも関連する規定であり、問題ありません。</p>
	<p>5. 第6条第十七号の四 【意見】 新設される「第十七号の四」を「十七号の二」に、現行の「十七号の二」を「十七号の三」に、「十七号の三」を「十七号の四」とする。 【理由】 昨年度の改正では「ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したもの」は、パブリックコメントの回答において、「輸出令別1の7の項(16)の範疇に入る」としつつ、同項(16)に対応する省令第6条第十七号ではなく、同回答において「法技術的理由により十七号の二とする」として、これとは別に同条第十七号の二が新設されました。その際、既存の同条第十七号の二を同条第十七号の三に号ずれしましたが、これは、同号は同項(17の2)に対応している一方で、新設されるペリクルの規定は同項(16)に対応していることを踏まえ、同項(16)に対応する同条第十七号と、同項(17の2)に対応する同条第十七号の二(改正省令では同条第十七号の三に号ずれ)との間に、同条第十七号の二(同項(16)に対応)とし、政令上の規定順との対応関係を考慮して規定されています。 今般の改正案において、「半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡」が第十七号の四に新設されていますが、これは同項(16)の規定に対応するものかと思われます。一方、上述のとおり、「第十七号の三」は同項(17の2)に対応した規定であります。加えて、新設される第十七号の四(改正案)は、政令の同項(16)中「製造用の装置」に整理される場合、現行の第十七号の二(ペリクル)は同項(16)中「(これらの)部分品若しくは附属品」に対応していますので、新設される第十七号の四(改正案)は現行の第十七号の二の規定よりも前に規定されることとなります。これらを踏まえ、昨年度の改正において、政令上の規定順との対応関係を考慮して規定されたことに倣えば、以下のような形になるのではないかと思います。 貨物等省令(第6条) 対応する政令 第十七号 7の項(16)・(17) 新第十七号の二(改正案第十七号の四) 7の項(16) 新第十七号の三(現行第十七号の二を号ずれ) 7の項(16) 新第十七号の四(現行第十七号の三を号ずれ) 7の項(17の2)</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
	<p>6. 第7条第六号 【意見】 「その組立品」を規制対象として明示するか、あるいは、規制対象に明示的にしないか、いずれにしても第7条の枠内で統一的な扱いをしていただきたい。 明示する場合は、「その電子組立品」としていただきたい。 【理由】 意見募集要項の「1. 意見公募の趣旨・目的・背景」には、「なお、これらの貨物及び技術の輸出管理対象への追加は、国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ行うこととしたものです。また、既にいくつかの国が同様の措置を講じていることを確認しており、この措置は国際的にも調和のとれたものであり、企業にとっての公正な競争環境</p>	<p>御指摘を踏まえて改正します。</p>

番号	意見	回答
	<p>も確保されているものと認識しています。」とあります。WAの合意がないので、規制英文を推測するしかないのですが、次のようになるのではないかと、思われます。</p> <p>Quantum computers and related "electronic assemblies" and components therefor, as follows:</p> <p>すなわち、"electronic assemblies"という用語が用いられ、解釈にも「6の「組立品」に同じ。」と新設されています。ただ、この"electronic assemblies"という用語は、WAのカテ4の他の箇所、たとえば</p> <p>4. A. 3. "Digital computers", "electronic assemblies", and related equipment therefor, as follows and specially designed components therefor:</p> <p>あるいは</p> <p>4. A. 4. Computers as follows and specially designed related equipment, "electronic assemblies" and components therefor:にもあります。</p> <p>これらの箇所は、我が国の貨物等省令では、次のようになっています。</p> <p>(第7条第三号)</p> <p>「デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品」</p> <p>(第7条第四号)</p> <p>「電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品」</p> <p>WAの原文には、"electronic assemblies"が用いられているにもかかわらず、どこにも「組立品」又は「電子組立品」が反映されていません。</p> <p>したがって、この改正を機に7条で"electronic assemblies"の扱いを統一する必要があるものと考えます。</p>	
	<p>II. 解釈. (全て運用通達)</p> <p>1. 6の項「組立品」</p> <p>【意見】</p> <p>①「組立品」を「電子組立品」とする。</p> <p>②解釈の規定を次のようにする。</p> <p>複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</p> <p>【理由】</p> <p>この「組立品」の解釈は、ワッセナーアレンジメント（の次のDEFINITIONSが基になっていると思われます。</p> <p>Cat 2, 3, 4 "Electronic assembly"</p> <p>A number of electronic components (i. e., "circuit elements", "discrete components", integrated circuits, etc.) connected together to perform (a) specific function(s), replaceable as an entity and normally capable of being disassembled.</p> <p>これを直訳に近い「(米国の輸出規制 (fc2.com))」から引用すると</p> <p>「Cat 2, 3, 4 "電子組立品"</p> <p>特定の機能を行うように、相互に接続された多数の電子部品（即ち、'回路素子'、'個別 部品'、集積回路等）であって、一体として交換可能であり、かつ、普通に分解することが可能なものをいう。」</p> <p>この直訳に近い解釈にすべきであると考えます。</p> <p>一方、たとえば、貨物等省令第12条第二号は「液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（略）であって、次のイ及びロに該当するもの又は</p>	<p>御指摘を踏まえて改正します。</p>

番号	意見	回答
	<p>そのために特に設計した組立品若しくは部分品」であり、にも「組立品」という用語が使われていますが、原文は、9. A. 2. 'Marine gas turbine engines' designed to use liquid fuel and having all of the following, and specially designed assemblies and components therefor:であり、assembliesが「組立品」となっています。13の項には「組立品」の解釈はなく、6の項の解釈がそのまま適用できませんが、ただ、同じ用語を用いるのではなく、これらとの差異化のためにも、“Electronic assembly”は、「電子組立品」とすべきであると考えます。</p> <p>なお、7の項「モジュール」の解釈は、「組立品」とはもちろん異なっているが類似の規定であり、「基板上に回路素子、個別部品又は集積回路を相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが不可能なものをいう。」とあります。</p>	
	<p>2. 7の項「送受信モジュール」「送信モジュール」「貨物等省令第6条第十中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置」</p> <p>【意見】 これら「解釈」の規定の「電子装置」「組立品」を「電子組立品」とする。</p> <p>【理由】 上記1と同じです。</p>	御指摘を踏まえて改正します。
	<p>3. 7の項「貨物等省令第6条第十七号の四中の走査型電子顕微鏡」</p> <p>【意見】 次のようにする。 チップの設計の複元用に設計したものを含む。 ↓ チップの設計の復原用に設計したものを含む。</p> <p>【理由】 誤植だと思われます。 (なお、I. 4でもコメントを記載しています。)</p>	ご意見を踏まえ、「復元」とします。
	<p>Ⅲ. 通達（解釈以外） 特にありません。</p> <p>Ⅳ. その他</p> <p>1. 輸出令別表第1の8の項</p> <p>【意見】 輸出令別表第1の8の項の「電子計算機」を、たとえば「計算機」と改正する。</p> <p>【理由】 今般の改正案で、貨物等省令第7条第六号に「量子計算機」が新設されます。一般に「量子とは、粒子と波の性質をあわせ持った、とても小さな物質やエネルギーの単位のことです。物質を形作っている原子そのものや、原子を形作っているさらに小さな電子・中性子・陽子といったものが代表選手です。」 (1) 量子ってなあに？：文部科学省（mext.go.jp）つまりは「電子」は「量子」の代表格です。 「量子」≧「電子」－ 概念的には「量子」が「電子」よりも広いと考えます。 以上から、7条第六号の「量子計算機」は、8の項の「電子計算機」の範疇を超えてしまうのではないかと考えられるため、「政令」の改正も必要でないかと思われます。</p>	いただいた御意見については、今後の政策の参考とさせていただくとともに、引き続き適切な輸出管理に努めてまいります。

番号	意見	回答
	<p>そこで、「量子計算機」と「電子計算機」の両方を含む「計算機」を提案した次第です。</p> <p>2. 産業構造審議会 通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の「中間報告」との関連</p> <p>【意見】 今般の改正(案)は、「中間報告」の「2. 3 (2) (ア) 国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理」でいうところの「先行管理」に相当するの。また、「中間報告」では「管理対象品目の提案等の形で、国際輸出管理レジームへの貢献」も謳われていますが、今般対象となった品目について、今後、WAへどういう働き掛けをしていくのか、差し支えのない範囲でお考えを開示いただきたくお願いいたします。</p> <p>【理由】 今般の改正案ではWA合意品目ではない相補型金属酸化膜半導体、走査型電子顕微鏡、量子計算機等が含まれています。意見募集要項の「1. 意見公募の趣旨・目的・背景」には、「なお、これらの貨物及び技術の輸出管理対象への追加は、国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ行うこととしたものです。また、既にいくつかの国が同様の措置を講じていることを確認しており、この措置は国際的にも調和のとれたものであり、企業にとっての公正な競争環境も確保されているものと認識しています。」とありますが、中間報告でいう「先行管理」の措置例であることが明示されておりませんが、「先行管理」に相当すると理解していいのでしょうか。</p> <p>3. 改正頻度について</p> <p>【意見】 機動的な輸出管理に際して、年に数次の改正が行われることは社内管理システムの改修が頻繁に発生し、該非判定体制の整備等に負担等を強いることから、可能な限り、レジーム合意事項における改正と併せて行うなど、改正頻度については企業の現場体制の負担を考慮いただきたい。</p> <p>【理由】 年に数次の改正は、システム改修が間に合わず、人海戦術により対応をしなくていけない局面も想定されるなど、社内の管理体制の整備等にも大きく影響することから、可能な限り、レジーム合意事項における改正と同様のタイミングで行うことを希望します。</p>	<p>今般の措置は、同報告書2. 3 (2) (ア)「国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の先行管理」に記載されている提言の趣旨と一致するものです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の政策の参考とさせていただくとともに、引き続き適切な輸出管理に努めてまいります。</p>
14	<p>【意見】 ・今回のような、国際レジームの決定を経っていない改正案については、対応する英文の「原典」を明示くださることを希望します。</p> <p>【理由】 ・従来の意見募集の多くは、ワッセナーをはじめとする国際レジームの決定を経たものでした。私たちは改正案の検討に当たり、国際レジームの「原典」を参考にすることができました。(それにより「原典」との齟齬を見つけ、提出意見を通じて、最終的公布案に反映いただいたこともしばしばありました。 ・今回の改正案は、はじめに述べたように、国際レジームの決定によるものではありません。対応する英文記事は、米国CCLや英国UK Strategic Export Control Listにありますが、どちらもその国におけるローカルルールという位置づけの規定です。したがって仮に改正案との間に齟齬があっても、所詮は海外のローカルルール相手のことですから、そのこと自体は誤りとは言い切れません。 ・このような状況下では、民間側の検討にも無駄な労力が必要ですし、また万一改正案に瑕疵があっても見逃されるおそれが大きくなってしまいます。 ・産構審中間報告にも「国際輸出管理レジームにおいて議論が成熟し、多くの国が管理の必要性に関して一致している」或いは「懸念を共有し、我が国と同様な技術を保有する国との協調」を前提としての「先行管理」とあります。すなわち国際間で既に共有されているテキストは存在するものと思われまますから、是非それを公開いただきたいと考える次第です。</p>	<p>国際輸出管理レジームにおける議論については、外交上のやり取りであるため、お答えは差し控えさせていただきます。</p>
15	<p>・該当箇所 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 第6条十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホ及びレにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品（次号に該当するものを除く。）</p>	<p>今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	意見	回答
	<p>・意見内容 貨物等省令第6条十七号レやネに該当する半導体製造装置の部分品を、無償告示の「他の貨物を運搬するために使用される貨物」に追加していただきたい。</p> <p>・理由 当社は半導体製造装置（成膜装置）で薄膜を作成するための化合物、高純度貴金属プリカーサを販売しております。 販売の際は、お客様の装置の充填容器を送付してもらい、当社にて製品を充填して納品しております。 その際、お客様の装置が省令第6条十七号レやネに該当する成膜装置となるため、その部分品である充填容器は「該当」となる見込みです。 充填容器は無償で輸入され輸出する通い容器として、同じ取引先との間で発生する輸出入であり、安全保障貿易管理としての懸念は低いものと考えております。 以上、よろしくご検討のほど、お願い申し上げます。</p>	
16	<p>【該当箇所】貨物等省令第19条第3項第八号ロ 【意見内容】ツールとは具体的に何を指しているかわからないです。電子設計自動化ツールを指していますでしょうか。</p>	ご指摘を踏まえ、運用通達において解釈を明確化します。
17	<p>省令改正案第19条3項七号について、意見いたします。</p> <p>本項に記載のプログラムは、走査型電子顕微鏡で観察した半導体集積回路の多層のパターンから、当該集積回路の設計レイアウト情報をリバースエンジニアリングするためのプログラムを想定していると思われま。</p> <p>一方で、半導体製造工程においては、工程の途中段階で走査型電子顕微鏡で取得した画像からパターンの輪郭を抽出し、この輪郭の変動をモニタすることで半導体製造工程の問題を検知し、製造装置のパラメータにフィードバックすることが広く行われています。また、抽出した輪郭データの出力には、GDSIIフォーマット、または同等の標準レイアウトフォーマットが使われることがあります。GDSIIフォーマットは設計レイアウト情報のみならず、任意の形状を表現できる汎用性の高いデータフォーマットのため、このようなパターン輪郭データの格納にも使用されます。</p> <p>しかし、省令改正案第19条3項七号の記載では、GDSIIデータの内容は規定しておらず、GDSIIフォーマットでデータを出力するすべてのプログラムが対象となります。前出の製造工程のモニタで広く使われるパターン輪郭をGDSIIフォーマットで出力するプログラムも対象になるおそれがあり、対象が広範囲になることを懸念します。</p> <p>下記の通り「」内の文言を追加することにより、設計レイアウト情報のGDSIIデータを出力するプログラムが対象であることを明確にすることを提案いたします。</p> <p>走査型電子顕微鏡により取得した画像からGDSIIデータ又はこれと同等の標準レイアウトデータを抽出し、当該データの層間位置合わせ機能を実行し、多層の「集積回路の設計レイアウト情報である」GDSIIデータ又は回路のネットリストを生成するために設計したプログラム</p>	<p>貨物等省令第19条第3項第7号において、GDSIIデータの内容として、「走査型電子顕微鏡により取得した画像からGDSIIデータ…を抽出」「多層のGDSIIデータ」と特定され、さらに、「多層のGDSIIデータ」については、「当該データの層間位置合わせ機能を実行し、「生成する」と特定されており管理対象は明確であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
18	<p>弊所では現在、量子計算機の開発を行っています。量子ビットデバイスのエラー率については、数年以内には今回の規制対象となるレベルまで到達することを目指しており、そのためには日本の研究者のみならず、様々な国の研究者に参加していただく必要があります。弊所では研究者としての雇用だけではなく、客員研究員としての受け入れ等、多様な形態で研究者を受け入れて共同で研究を行っておりますが、今回の改正案によれば役務提供に関しては一律に特別一般包括許可の使用ができず、量子計算機に関する研究を共同で行うために非居住者等を雇用等する際は、都度の許可申請が必要となります。これでは研究者等のタイムリーな受け入れに大きな支障をきたし、研究計画に遅れが生じる等、研究開発の進展に重大な影響を与える可能性があります。そのため、弊所は研究機関として、量子計算機に関する役務提供に関し、特別一般包括役務取引許可が使用できるようお願いしたいと考えております。</p>	いただいた御意見については、今後の政策の参考とさせていただくとともに、引き続き適切な輸出管理に努めてまいります。
19	<p>1. 改正案全体について 令和6年4月26日付で公示された「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見募集」に付された省令・通達の改正案（以下「本改正案」という。）の趣旨・目的・背景については、国際輸出管理レジームにおける議論を前提とし、先んじて同趣旨の規制を導入している他国とも歩調を合わせるものとして、基本的に賛同する。</p> <p>2. 本改正案の施行期日について</p>	従来のリスト改正と同様に公布から施行まで2カ月の期間を置くこととしています。

番号	意見	回答
	<p>本改正案の貨物等省令改正案の施行期日は、附則第1項により、公布日から2か月を経過した日とされている。</p> <p>この点、本改正案により追加される貨物又は技術（以下「本追加品目」という。）の輸出又は提供を行う事業者は、本改正案の施行により、新たに対応する許可申請を行う必要が生じる。特に、はみ出し技術として新たに追加された貨物等省令改正案第19条第3項第七号のプログラム及び第八号の技術は、いずれも、いかなる地域向けの輸出又は提供であっても特定包括許可のみの対象となっているため、同各号に係る改正が事業者の事業活動に与える影響は大きい。</p> <p>したがって、事業活動に伴って本追加品目の輸出又は提供を行っている事業者は、本改正案の施行による影響範囲を見極める必要があり、また、新たに許可申請を行うための準備作業が発生する。そして、必要となる許可の種類によっては、その申請準備や許可の取得までに相当程度の時間を要することが予想される。</p> <p>については、本改正案の施行により本追加品目の輸出又は提供に新たな許可を取得する必要が生じることに伴い、本追加品目を日常的に取り扱う事業者の貨物輸出や技術提供が一次的に中断される結果、開発・製造行為に遅れが出る等、事業活動に支障を来さないよう、実務上必要となる作業量を踏まえ、貨物等省令改正案の附則第1項に定める施行期日にご配慮いただきたい。</p>	